

[事案 2019-136] 失効取消請求

・令和2年1月15日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の案内不足により契約が失効したとして、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年5月に契約したがん保険について、保険料未納により、平成31年5月に失効したが、以下の理由により、失効を取り消してほしい。

- (1)口座引落が不能だった場合に保険会社から送付される督促案内が届かなかった。
- (2)保険会社は、督促の電話を架けたと言っているが、共働きで在宅していないため、対応できるはずがない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)当社では、保険料未納の場合の督促態勢が整えられており、運用は確実にされている。
- (2)平成31年4月に申立人に対して督促案内を郵送し、同案内は当社に返送されなかったことから、確実に督促を行なった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、督促に至るまでの状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社は、保険料払込の督促を行う態勢を整え、実務上の運用が確実にされていたものと認められ、督促通知は申立人宅に到着したものと推認される。また、保険会社からは、届け出された連絡先に電話による督促も行っており、申立人宅が留守であったため電話が通じなかったとしても、その点を保険会社の責任とすることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。